# 令和5年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：入間東部地区事務組合

## 1．全職員に係る情報

| 職員区分 | 男女の給与の差異<br>（男性の給与に対する女性の給与の割合） |
|---|---|
| 任期の定めのない常勤職員 | 87.7　% |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 72.8　% |
| 全職員 | 83　% |

## 2．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

| 役職段階 | 男女の給与の差異<br>（男性の給与に対する女性の給与の割合） |
|---|---|
| 本庁部局長・次長相当職 | ー　% |
| 本庁課長相当職 | ー　% |
| 本庁課長補佐相当職 | 96.2　% |
| 本庁係長相当職 | 95.3　% |

### (2) 勤続年数別

| 勤続年数 | 男女の給与の差異<br>（男性の給与に対する女性の給与の割合） |
|---|---|
| 36年以上 | ー　% |
| 31～35年 | 96.9　% |
| 26～30年 | 96.3　% |
| 21～25年 | ー　% |
| 16～20年 | ー　% |
| 11～15年 | 91.4　% |
| 6～10年 | 102.8　% |
| 1～5年 | 111.3　% |

**【説明欄】**

1　「ー」表示となっている箇所について
　該当項目に、女性職員が存在しないもの

2　全職員に係る情報における短時間勤務の職員数換算について
　任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、短時間勤務の再任用職員及び会計年度任用職員の職員数は、所定勤務時間に応じて次のとおり換算するもの
(1) 1週間の所定勤務時間が19時間30分の場合　38．75分の19．5
(2) 1週間の所定勤務時間が15時間の場合　38．75分の15
(3) 1週間の所定勤務日数が任期の定めのない常勤職員と同様で、1日の所定勤務時間が7時間の場合　7．75分の7

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。